

パブリック・コメント手続きを実施しない理由について

平成29年2月に策定した「愛川町公共施設等総合管理計画」においては、総務省の指針に基づき策定したものでありますが、令和3年1月に総務省から「公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項」が発出され、本計画に記載すべき事項が追加されたことから、所要の改正を行うものです。計画の見直し内容については、施設保有量の推移や減価償却率の推移、公共施設等の整備に係るこれまでの取組み実績等、既存データの掲載や他の計画で定めた内容の反映などが主であり、計画の中の基本的な方針にかかる部分ではないため、愛川町自治基本条例第19条第2項第4号に規定する「軽微なもの」に該当することから、パブリック・コメント手続きを実施しないものです。